

地域ぐるみの摂食機能支援事業	
北多摩西部保健医療圏 多摩立川保健所	
実施年度	開始 平成17年度、 終了 平成19年度
背景	地域で、障害があっても、あるいは高齢になってもおいしく安全に食事がとれるというQOLの向上は重要である。しかし、摂食・嚥下障害で困ったときどこに相談したらよいかとの情報、また、相談できる医療機関等の数が少ないのが現状である。 そのため、保健所が中心となって、障害児・者及び高齢者にかかわる施設職員が摂食・嚥下機能に関する正しい知識や技術を習得するとともに、保健医療福祉の連携を通して、地域で一貫した摂食指導が継続して受けられるようなネットワーク体制を確立する必要がある。
目標	1 摂食・嚥下障害を支援する関係者を対象に、摂食機能についての正しい知識の普及・啓発 2 摂食・嚥下障害者に対し、保健・医療・福祉サービスが適切に提供されるための関係機関の連携体制の強化 3 地域で一貫した摂食機能支援が継続できるような環境整備
事業内容	平成17年度「障害児のための食べ方上手サポート事業」 1 発達期の取り組み (1) 摂食指導地域連絡会の開催（2回）、作業部会の開催（3回） (2) 「摂食機能の発達に沿った食材の選択法の段階一覧表」の開発 (3) 段階一覧表の「解説版」の作成 (4) 開発した教材「手づかみ食べサポートレシピ」（資料1）の印刷、配布 平成18年度「地域ぐるみの摂食機能支援事業」 1 発達期の取り組み (1) 「手づかみ食べサポートレシピ」による研修の実施 2 高齢期の取り組み (1) 地域の社会資源（高齢者福祉施設・医療機関等）実態調査 (2) 地域摂食機能支援連絡会（高齢期）の開催（2回） 高齢期における地域連携の課題の抽出とあり方の検討(図1) 平成19年度「地域ぐるみの摂食機能支援事業」継続 1 発達期の取り組み (1) 「手づかみ食べサポートレシピ」による研修の実施（2回） 2 高齢期の取り組み (1) 地域摂食機能支援連絡会（高齢期）の開催（2回） 地域連携の課題の共有・整理と具体的な方法論を検討(表2) (2) 摂食・嚥下機能研修会（医療関係者・実務者向け）の開催（2回） 摂食機能についての正しい知識の普及
評価	1 高齢者、障害児・者に関わる関係者(医療機関を含む)を対象に摂食機能研修会・事例検討会を開催し普及啓発できた。（4回145施設261名） 2 新たに設置した地域摂食機能支援連絡会（高齢期）の定着化が進み、地域における連携体制の課題と対応策を整理した(表1)。その中で、多職種が協働するための統一的な基準を検討し、チェックシート(資料2)を開発した。 3 地域で一貫した摂食機能支援が継続できるような環境整備の充実を図った。 ① 「手づかみ食べサポートレシピ」の開発・普及により乳幼児期の一貫した摂食機能支援が可能となった。 ② 専門的な摂食機能評価を受けられる病院の実態を調査により把握した。 ③ 高齢期の摂食嚥下支援システムの概念図(図2)を示し、地域の今後の取り組みと新たな施策・事業展開の方向性を明らかにした。
問い合わせ先	多摩立川保健所 企画調整課 保健医療係 電 話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

地域ぐるみの摂食機能支援事業の実施内容と取り組み

多摩立川保健所

平成17年度 「障害児のための食べ方上手サポート事業」

1 発達期の取り組み

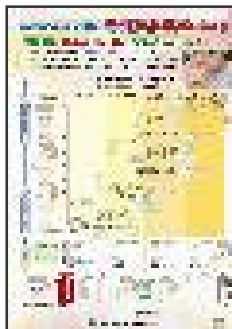
(1) 摂食指導地域連絡会(2回)、作業部会(3回)の開催

- ・学識経験者による研修を兼ねた連絡会の開催
- ・会議の構成メンバー 学識経験者、
障害児施設職員、養護学校養護教諭

(資料1)

(2) 摂食機能の発達に沿った食材の選択法の 段階一覧表の作成

- ・段階一覧表の解説版
- ・「障がい児の食べ方サポートレシピ」
の作成(資料1)



平成18年度「障害児のための食べ方上手サポート事業」から 新たな「地域ぐるみの摂食機能支援事業」の基盤整備

1 発達期の取り組み

(1) 平成17年度作成の「手づかみ食べサポートレシピ」による研修(第1回)

幼稚園・保育園職員、障害児施設職員、園医、市職員 193名

障害児施設での研修 30名



2 高齢期の取り組み

(1) 地域の社会資源の実態調査

① 医療機関実態調査

障害児・者、高齢者に摂食・嚥下機能の診断等を行っているという回答のあった病院の実態の把握(訪問による聞き取り調査)。管内24病院中、摂食・嚥下障害に対応していると回答した10病院の実態調査

② 高齢者福祉施設実態調査

(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)

郵送によるアンケート調査 302施設

③ 報告書の作成、配布

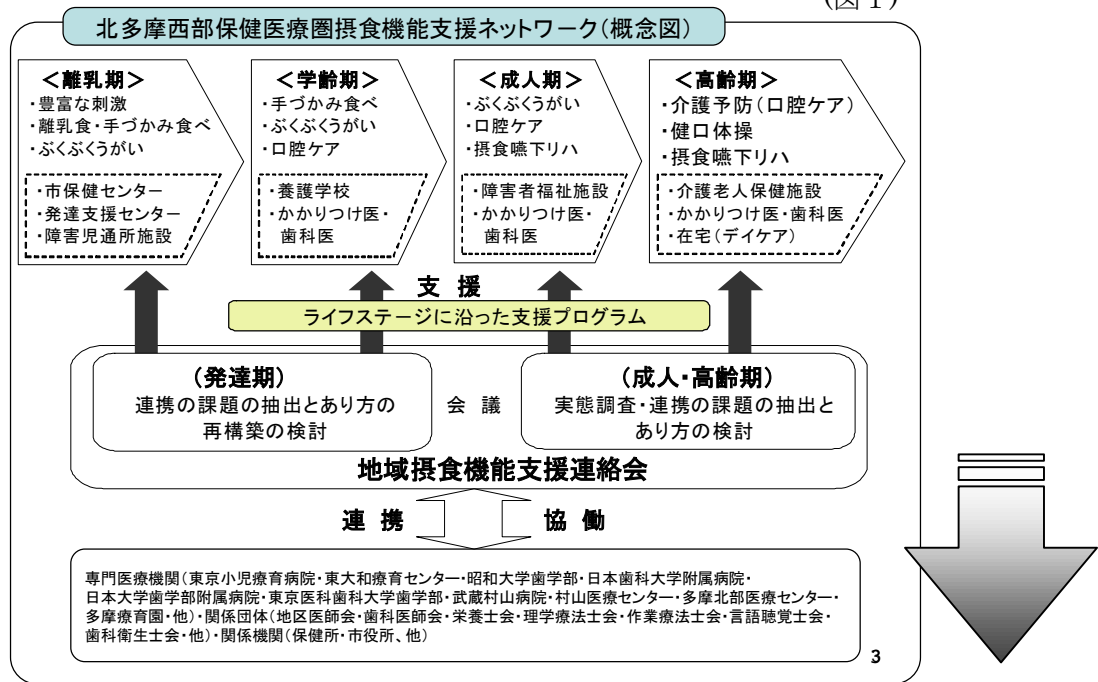
高齢者福祉施設及び医療機関、行政機関等

(2) 地域摂食機能支援連絡会(高齢期)の設置、開催(2回)

1回目 調査結果を踏まえた高齢期における地域連携の課題の抽出とあり方の検討を行い、支援ネットワークの概念を共有化した。(図1)

2回目 調査結果を踏まえた高齢期における地域連携の課題の共有と方法論の検討

(図 1)



平成19年度 「地域ぐるみの摂食機能支援事業」の地域展開

1 発達期の取組み

(1) 手づかみ食べサポート・レシピによる研修(第2回)

- ・幼稚園・保育園職員、障害児施設職員、園医、市職員 109名
- ・障害児施設での研修会

2 高齢期の取組み

(1) 摂食・嚥下機能研修会(医療関係者向け並びに実務者向け)の開催(2回)

(2) 地域摂食機能支援連絡会(高齢期)の開催(2回)

- ・地域における連携体制構築のための具体的な検討

問題点及び課題の整理をし次年度以降にむけての対応策をまとめた。(表1)

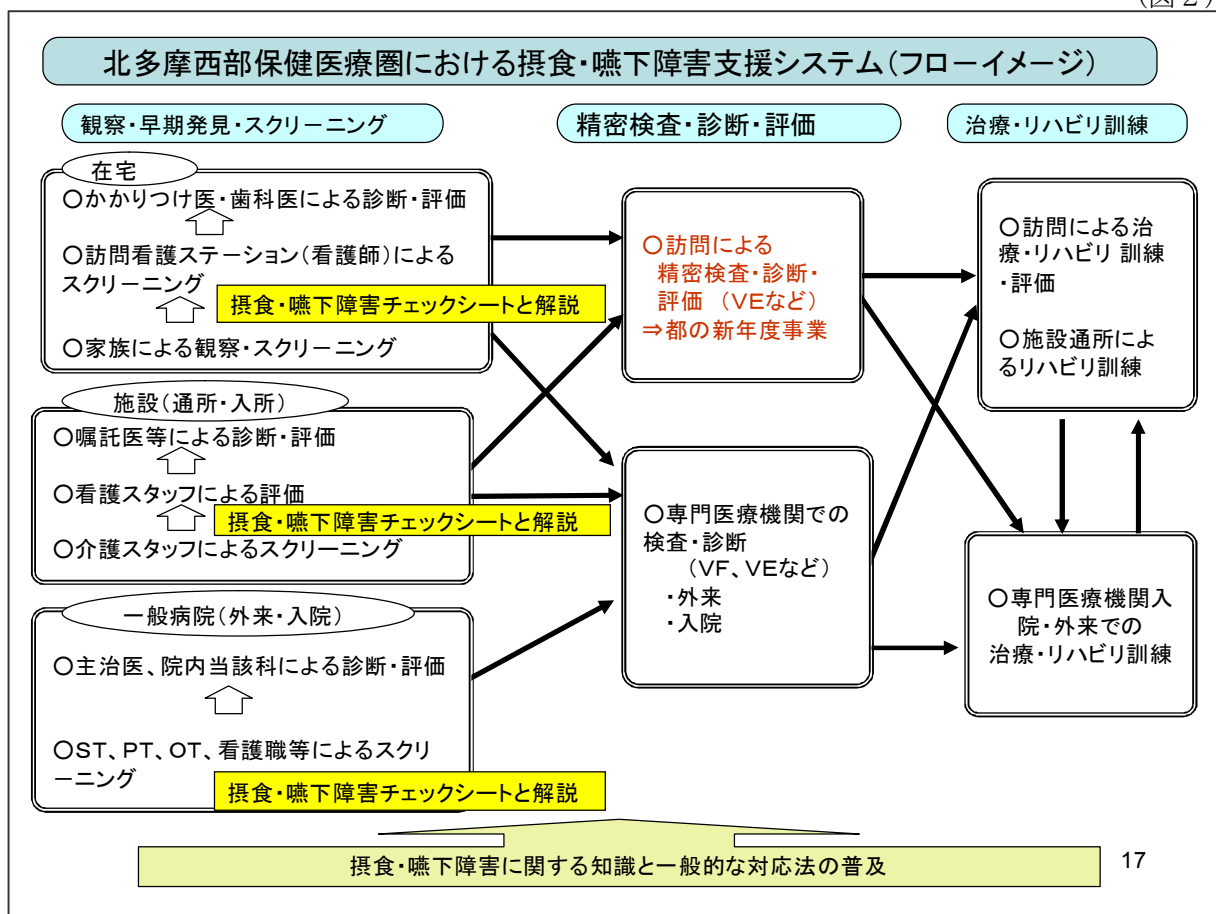
(表1)

	観察・早期発見・スクリーニング	精密検査・診断・評価	治療・リハビリテーション
在宅	【問題点・課題】 ①家族に対し、摂食・嚥下障害に関する知識・情報が少ない ②摂食・嚥下障害のスクリーニングの基準が確立していない ③摂食・嚥下障害を疑っても、どこにつないでよいかわからない 【対応策】 ①～②→チェックシートの開発・研修 ③→摂食・嚥下障害を専門的に診断・評価してくれる専門医療機関のルート開発	【問題点・課題】 ①在宅訪問により診断・評価・検査(VE・嚥下内視鏡検査、等)を実施できる医師・歯科医師が少ない ②VEの検査機材がない ③在宅で嚥下評価ができる仕組みができていない 【対応策】 ①→VEの実施を含む在宅での摂食・嚥下障害の検査、診断を行う医師・歯科医師の養成(診断・評価の手引きの開発も含む) ②→VEの検査機材の確保 ③→在宅で嚥下評価ができるシステムの構築	【問題点・課題】 ①通院による摂食・嚥下リハビリテーション(以下、リハビリ)を受け入れる病院が少ない ②在宅診療をする医師・歯科医師が少ない。リハビリ・口腔ケアの指導等を行う専門職が少ない ③在宅での対応のしかたについて確立されていない 【対応策】 ①～③→在宅訪問で医療を行なう医師・歯科医師及びリハビリ指導を行なう専門スタッフの養成(在宅対応の手引きなど、マニュアルの開発を含む)
入所施設	【問題点・課題】 ①スクリーニングの基準が確立していない ②摂食・嚥下障害に関する専門家に関する情報が乏しい ③職員の摂食・嚥下障害に関する知識、症状に関する理解やその対応方法に関しては差がある 【対応策】 ①→摂食・嚥下障害をスクリーニングする簡易チェックシートの開発 ②～③→摂食・嚥下障害に関する専門的な診療部門の情報提供、研修の実施	【問題点・課題】 ①嚥下医等が、摂食・嚥下障害に関する対応方法(検査・診断・評価・指導)を熟知していない 【対応策】 ①→嚥下医、訪問歯科医、施設職員が、摂食・嚥下障害を疑った場合、すぐ相談できる専門家の育成 ②→施設訪問によるVEの実施を含む摂食・嚥下障害の検査、診断を行なう医師・歯科医師の養成(診断・評価の手引きの開発を含む) ③→必要に応じて診断・評価・検査のための病院ルートの開発	【問題点・課題】 ①摂食・嚥下障害への対応が十分でない ②利用者の摂食・嚥下機能に合わせた食事内容の提供が十分でない 【対応策】 ①～②→職員が可能な環境整備の方法・食事介助の方法等のマニュアルの開発及びそのための研修
医療機関(一般病院)	【問題点・課題】 ①摂食・嚥下障害の問題に関しては、医師の関心が低く、後回しになりやすい ②スクリーニングの基準が確立していない ③専門的な診断等が必要な場合の紹介先の情報が乏しい 【対応策】 ①～②→医師、歯科医師の研修(スクリーニングのためのチェックシートの開発を含む) ③→摂食・嚥下障害を専門的に評価してくれる相談機関	【問題点・課題】 ①精密検査・診断、評価のできる医療機関が少ない ②往診してくれる専門家が少ない 【対応策】 ①～②→摂食・嚥下障害を専門に外来で診てくれ、必要に応じて在宅へ往診もしてくれる医療機関の育成(診断・評価の手引き等の開発を含む)	【問題点・課題】 ①治療、リハビリを行なう病院が十分でない ②環境整備など対応方法の指導が十分とは言えない ③栄養摂取のために胃ろう造設となる患者が多い 【対応策】 ①～③→摂食・嚥下障害の評価に対して、指導・リハビリ等の対応方法の普及

- ・「摂食・嚥下チェックシート」の作成（資料2）及び施設等でのモニタリング試行
 - ・「摂食・嚥下障害患者受け入れ医療機関リスト」作成
 - ・摂食・嚥下障害支援システムの概念図を検討（図2）
- （資料2）

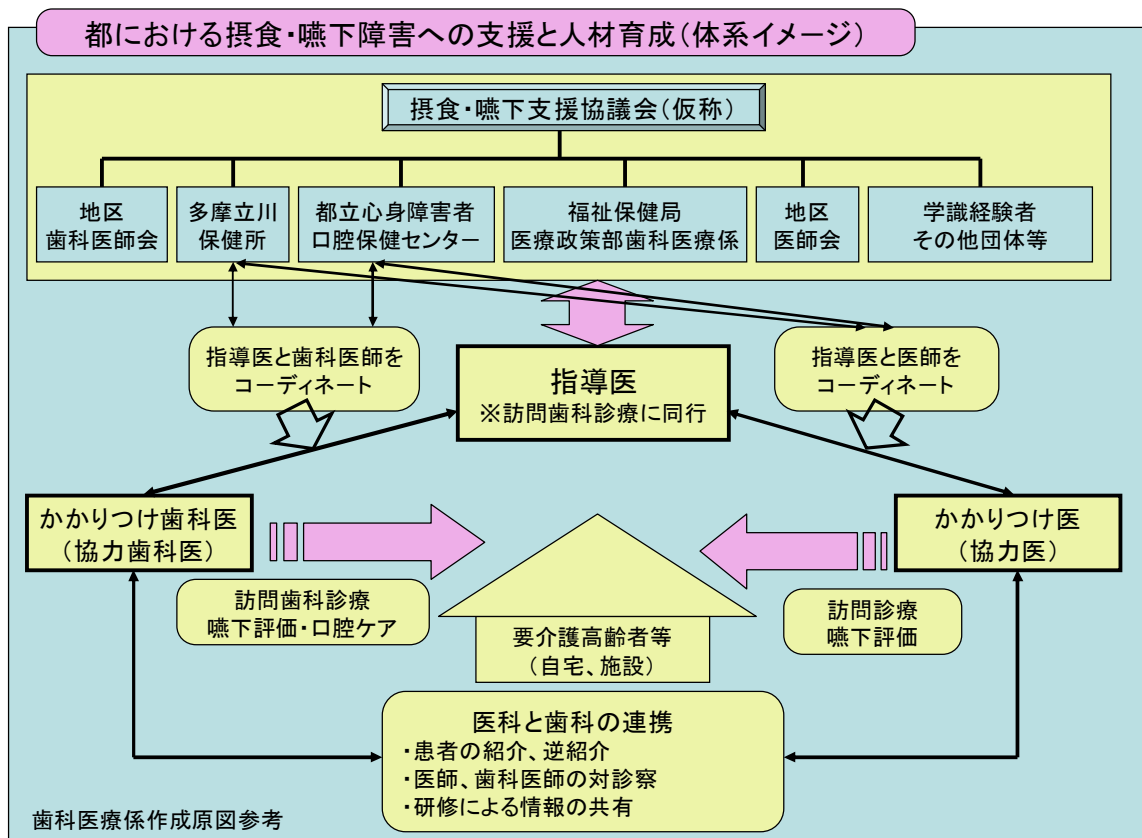
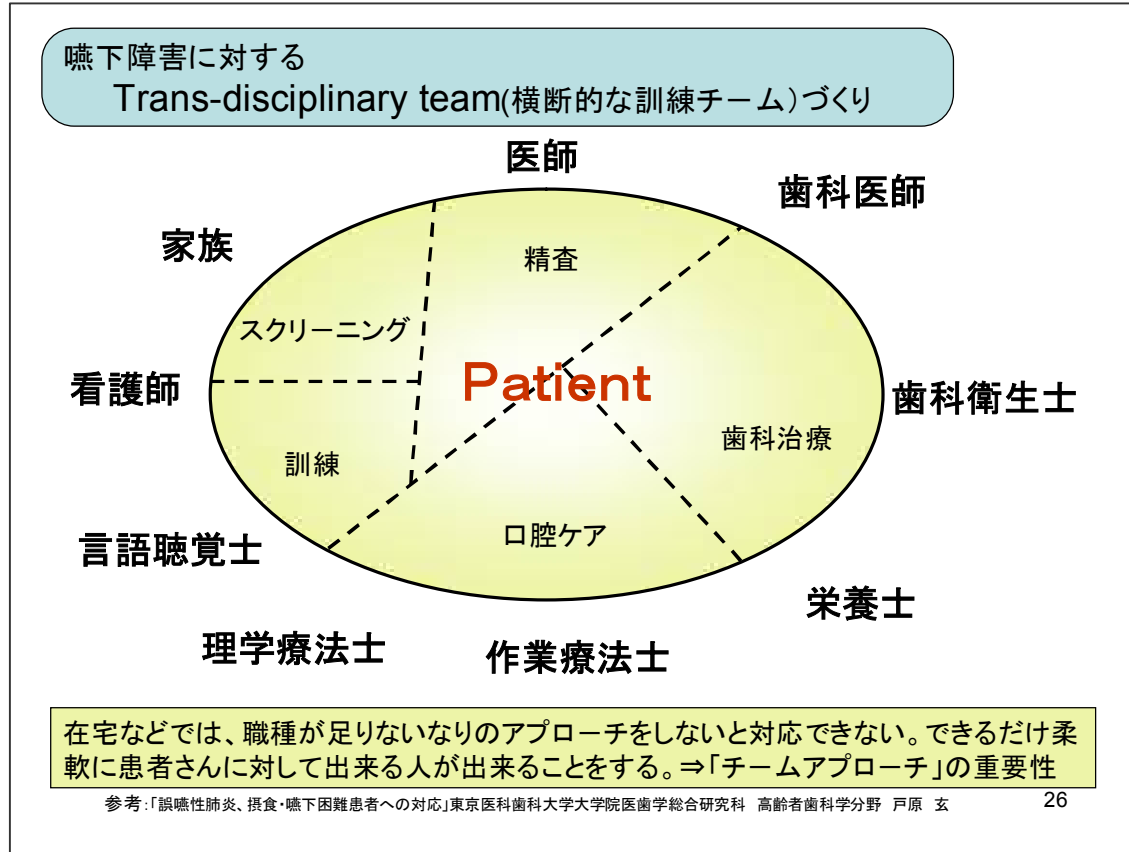


（図2）



今後の「地域ぐるみの摂食機能支援事業」（成人・高齢者）

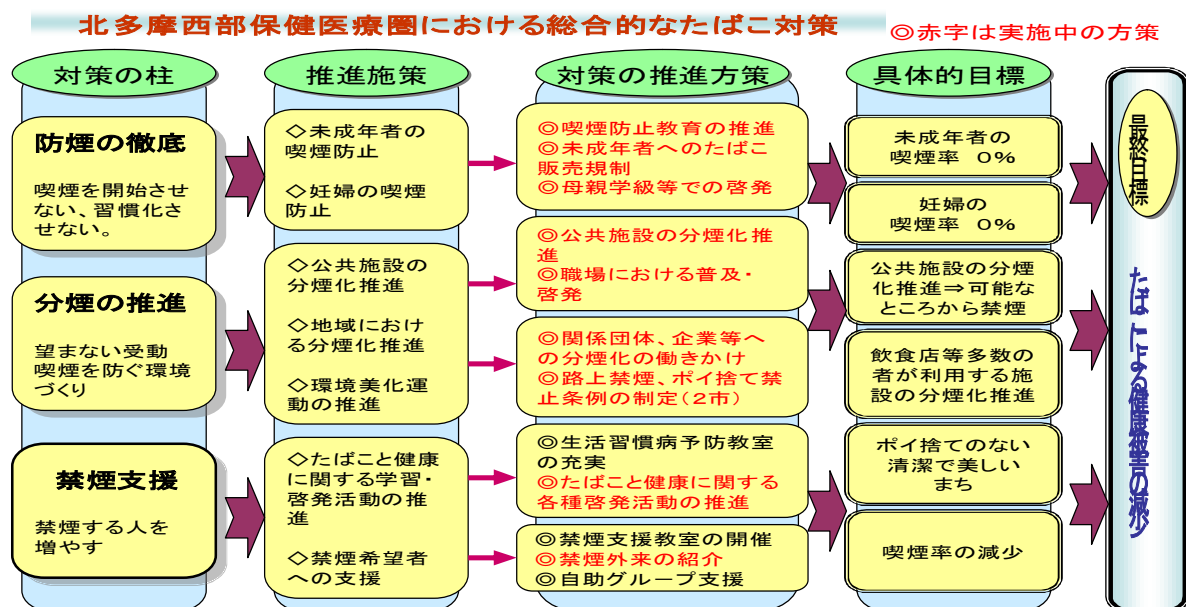
地域連携体制の構築のため、地域摂食機能支援連絡会の拡充充実をはかり、在宅・施設において摂食・嚥下障害の専門的な評価のできる人材の養成を含めたシステム化の課題に取り組む。



地域ぐるみのたばこによる健康影響防止対策 ～防煙・分煙・禁煙支援の総合的な推進～	
北多摩西部保健医療圏 多摩立川保健所	
実施年度	開始 平成18年度、 終了（予定） 平成20年度
背景	たばこによる健康被害を減らすための取組課題としては①防煙（喫煙を開始・習慣化させないこと）の徹底、②分煙の推進、③禁煙支援の充実がある。 北多摩西部保健医療圏においては、平成14年度から3年間、妊婦の禁煙・受動喫煙防止対策に取り組むことにより、たばこ対策に対する各市保健関係者等の意識を高めることができた。本プランではこの取組を更に発展させるものとして、上記3つの視点を含む総合的なたばこ対策(別紙)の展開により、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくりを推進することとした。
目標	1 学校保健との協働による子どもの防煙の徹底と受動喫煙防止対策の推進 2 管内6市の母子保健事業を活用した妊婦の禁煙・受動喫煙防止対策の推進 3 地域における分煙化の推進（飲食店等、多数の者が利用する施設の分煙化） 4 管内6市における成人保健事業（がん検診等）を活用した禁煙への働きかけ 5 管内6市の生活環境主管課との連携による市民の分煙意識の啓発 6 医療機関等と連携した禁煙支援の充実 7 市民と保健医療関係者が協働したたばこ健康に関する啓発活動の展開
事業内容	1 学校との協働による子どもの防煙の徹底と家庭における受動喫煙防止 学校保健における喫煙防止対策の実態把握を踏まえ、協力校への喫煙防止教育の実施、中学校教諭との協働による防煙教育媒体の作成及び実施等 2 母親学級等の母子保健事業を活用した妊婦の禁煙・受動喫煙防止 3 飲食店等への分煙（禁煙）の必要性の普及啓発、実態把握、分煙（禁煙）実施に関するアドバイスの徹底 (1)食品衛生講習会等、保健所事業を活用した分煙の実態把握及び普及啓発等 (2)食品衛生協会、環境衛生協会との協働による分煙化の啓発 4 管内6市がん検診担当者会等で各市たばこ対策の実態把握と情報交換 5 環境美化運動を実施している自治会や市民との協働による分煙意識の啓発（喫煙マナーアップキャンペーン等） 6 禁煙外来実施医療機関調査結果との連携推進による禁煙支援 7 禁煙週間のイベント実施により市民の意識向上をめざす。 18年度は関係機関を対象とした禁煙週間シンポジウム、19年度からは各種取組の発表、情報交換・交流を行う場として「たばこ対策フォーラム」を開催し、市民、各種民間団体、行政によるパートナーシップを深める。 以上の各種事業を体系的に取り組み、地域ぐるみの総合的なたばこ対策を推進する。なお、19年度の実施内容の詳細は別紙参照
評価	1 18年度は所内各課横断的なPTを立ち上げ、総合的なたばこ対策の重要性を保健所職員が十分に理解し、既存の事業を有効活用することで関係機関に働きかけることができることを確認した。また、管内6市の健康主管課・生活環境主管課、及び教育委員会にたばこ対策の推進を発信することでたばこ対策への理解の促進につながった。 2 平成19年度の具体的な成果については別紙に記載した。 3 本取組は保健所の既存事業の有効活用を基本としているものであり、他保健所でも比較的容易に実施できるものと思われるため、本庁関連部署とも連携しながら、具体的な手法等について情報発信していく予定である。
問い合わせ先	多摩立川保健所 企画調整課 企画調整係 電話 042-524-5171 ファクシミリ 042-524-7813 E-mail S0000346@section.metro.tokyo.jp

1 事業体系

本プランの対策の柱、推進する施策、具体的な方策、方策を講じることにより達成させる具体的目標、目指すべき最終目標を体系的に示し、所内及び関係機関が常に共通の意識で本プランに取り組めるようにした。



2 事業実施体制

◆ たばこ対策プロジェクトチーム（たばこPT）の設置

(1) 目的

保健所の各係が既存事業を有効活用しながらたばこ対策を推進できること、また、保健所として総合力を発揮できること。

(2) 設置時期

平成18年4月にたばこPTを設置し、19年度は計8回PT会議を開催。さらに、中学生向け防煙教材の作成にあたり管内中学校教諭3名を含むたばこ教材PTを設置し、計5回会議を開催。

(3) メンバー構成

企画調整課（地域保健推進担当副参事、企画調整係・事務局、保健医療係歯科担当、庶務係）、生活環境安全課（課長、薬事指導係、環境保健係、食品衛生係、保健栄養係）、保健対策課（保健対策係、地域保健係）の計14名である。

3 事業内容

◆ 普及啓発

1 「たばこ対策フォーラム」の開催

【目的】「本プランの趣旨を市民や関係機関にさらに広め、たばこ対策を共に取り組んでいくという

気運を高め、各種取組の発表、情報交換・交流を行う場として禁煙週間に開催。今年度のテーマは、未成年者次世代を担う子どもたちに対する「タバコの煙」のない環境づくり、とした。

【テーマ】「みんなでつくるタバコの煙のない環境—未成年者の防煙&地域の分煙推進—」



【日 時】平成 19 年 6 月 2 日（土） 午後 1 時 30 分～4 時 30 分

【場 所】アレアホール（立川駅南口アレア2 6 階）

【参加者】一般市民、管内 6 市職員、学校関係者、関係団体等 65 名

【内 容】(1) シンポジウム

○「受動喫煙防止のための新たな取り組み」

（産業医科大学産業生態科学研究所 研究員：中田ゆり氏）

○「未成年者が喫煙を始めないために学校や地域は何をすべきかー中学校の現状を踏まえてー」

（東京都多摩教育事務所指導課統括指導主事 儘田文雄氏）

○「国分寺市でたばこに関する条例が施行され、街はどう変わったか」

（国分寺市環境部環境計画課 環境公害係主任 松木茂美）

○「北多摩西部保健医療圏におけるたばこ対策の現状と課題ーこれまでの取組と圏域の施設における分煙の実態ー」（多摩立川保健所 地域保健推進担当副参事 田中修子）

(2) 川柳の募集・発表、体験・展示

管内中学生に対しタバコに関する川柳を募集し、優秀作品の発表を行うと共に、禁煙グッズや喫煙防止教材の体験・展示を行った。なお、当日は朝日新聞多摩支局や地元ケーブルテレビの取材もあり、盛況のうちに会を終了した。

【結 果】 シンポジウムでは、参加者との活発なディスカッションが行われ、それぞれの分野で連携を強化しながら取り組んでいくことの重要性が確認された。

6 月 3 日朝日新聞



普及啓発用シール

みんなでつくる
タバコの煙のない環境
東京都多摩立川保健所

2 保健所事業を活用した受動喫煙対策の推進

(1) 受動喫煙防止対策普及啓発シールと名刺の活用

保健所から送付する郵便物に普及啓発用シールの貼付を行うと共に、業務で利用する名刺の活用を行った。



みんなでつくるタバコの煙のない環境
東京都多摩立川保健所
企画調整課 企画調整係

保健師 禁煙 太郎

東京都立川市柴崎町 2-21-19
Tel 042-524-5171 Fax 042-524-7813
e-mail :Tarou_Kinen@member.metro.tokyo.jp

「防煙・分煙・禁煙」川柳

- ・歩きながら 1000度の熱 持ち歩く
- ・タバコはね 大人吸うから 子供吸う
- ・タバコはね 吸っても大人には なれないよ
- ・タバコの火 消すのはあなたの 心です
- ・つくろうよ タバコの煙が ない環境

平成19年度タバコフォーラム「中学生の部」優良作品

(2) 食品衛生実務講習会における普及啓発

食品衛生の講習会において、保健所で作成したリーフレットを配布し、飲食店における受動喫煙対策の普及啓発を行った。

(3) 理容所衛生管理講習会

関係団体主催の講習会において、衛生管理等の講話と併せて受動喫煙対策の講話及び保健所で作成したリーフレットの配布を行い、受動喫煙対策の普及啓発を行った。

(4) 市町村支援の一環としての実施

環境衛生係では、市の「母親学級」の中で室内環境の講話を行っており、その中で受動喫煙対策の内容を盛り込んでいる。また、保健医療係では、市の1歳半健診において、歯科のアンケート調査協力から子どもの受動喫煙の実態把握を行った。

◆ 防煙の徹底

◆ 中学校との連携強化

平成18年度に行った喫煙防止教育の状況把握とたばこ対策に関する中学校との連携方法が検討を踏まえ、今年度は以下の取組を行った。

(1) たばこ川柳の公募

「たばこ対策フォーラム」の開催時に、管内の中学生を対象とした「防煙・分煙・禁煙に対する川柳」を募集した。その結果、複数の中学校から370句もの応募があり、優秀作品15句の発表を行った。応募された川柳からは、子どもの目線から周囲への配慮の心や禁煙マナーを捉えている様子や防煙意識の高さが感じられた。

(2) 学校等における喫煙防止教育の実施

ア 管内の中学生に対して、出張喫煙防止教育を実施

イ 中学生の保健所への職場訪問等で喫煙防止教育を実施

(3) 中学生向け禁煙防止教材の作成

18年度各市教育局委員会に対するヒアリング調査で明らかになった保健所への教材及び情報提供に関する期待を踏まえ、管内の中学校教諭（生活指導・保健体育・養護教諭）と協働して、防煙教材（リーフレット・パワーポイント）の作成を行った。3つの中学校において教材のモニタリングを実施し、完成後配布予定である。



◆ 分煙の推進

1 禁煙外来調査実施時に医療機関の分煙状況調査と意識調査の実施

(1) 実施期間

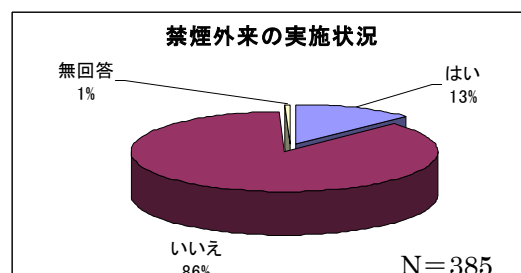
平成19年9月18日から10月1日まで

(2) 実施方法

自記式記名郵送質問紙調査

(3) 対象

当圏域内の医療機関450カ所



(4) アンケート内容

禁煙外来実施状況、健康増進法に基づく受動喫煙対策、禁煙の普及啓発、分煙をしない理由、今後の禁煙対策等

(5) 結果

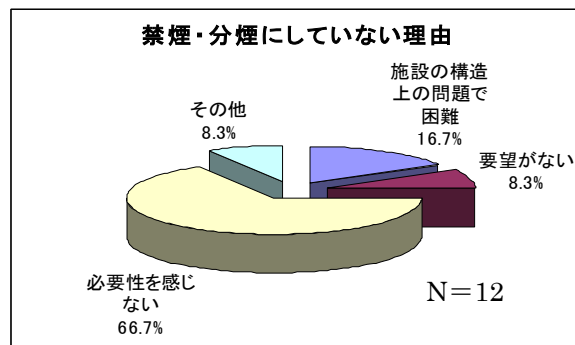
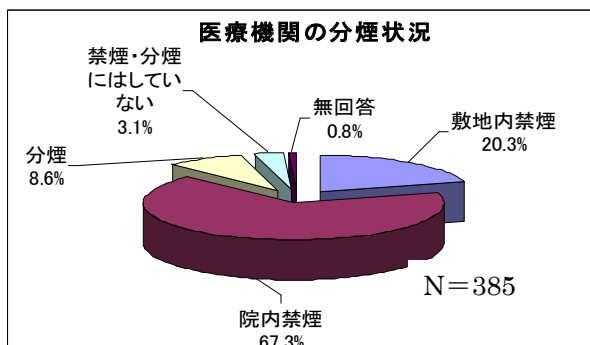
ア アンケートの回収数は 385 箇所であり、回収率は、83.7%であった。

イ 禁煙外来の実施医療機関は 49 箇所。そのうち、保険適用ができる医療機関は 16 箇所であった。（前回調査時は禁煙外来実施医療機関が 29 箇所、保険適用医療機関は 7 箇所）

ウ 医療施設の受動喫煙対策状況は、実施していないところが 3.1%であり、その理由として、「必要性を感じない」が 66.7%であった。

エ 禁煙外来を実施する予定の有無では、実施予定が 5.4%あった。

オ 禁煙の普及啓発のために実施している医療機関は、57.1%であり、その具体的な内容（複数回答）は、①簡易な禁煙アドバイス 32.8% ②普及啓発用ポスター掲示 27.0% ③禁煙外来の紹介 18.2%であった。また、未実施の理由は、小児科や皮膚科など診療科の特性によるものや、医師の認識の問題（個人の嗜好、禁煙は当たり前）、多忙、教材の不足、等が多かった。



(6) 今後の方針

ア 禁煙外来の実施医療機関は、前回調査時より 20 箇所（保険適用医療機関は 9 箇所）増加している。また、禁煙外来実施予定医療機関が 18 箇所（5.4%）あり、今後も禁煙支援医療機関は充実傾向にあると思われる。今後は、禁煙外来受診者数の把握方法等、禁煙支援医療機関との連携方法を検討していく必要がある。

イ 禁煙・分煙対策を講じていない医療機関が 3.1%あったため、今後も引き続き健康増進法に基づく受動喫煙防止の周知度を高めるなど医師会等と協働していく必要がある。

ウ 禁煙の普及啓発を未実施の理由は、一部を除いては実施方向に変換していく可能性が感じられた。今後も引き続き医師会等と協働し、普及啓発に努めていく必要がある。

2 路上喫煙防止・たばこのポイ捨て禁止条例の施行状況を把握・支援

平成 18 年度に 1 市が施行し、平成 19 年度に条例制定が 1 市あった。保健所は条例制定等に向けて健康推進の立場で検討会に参加、支援をした。

◆ 禁煙支援

1 禁煙外来実施医療機関調査の結果をホームページで情報発信

「禁煙支援実施医療機関調査」調査の結果、禁煙外来を実施し、了解の得られた36箇所の医療機関の情報を当所HPで情報発信した。今後も継続して調査を進めて行く予定である

2 成人保健事業を活用した禁煙支援（市との協働）

市への情報提供やスモーカーライザー・パネル等の教材の貸し出しを実施した。来年度以降は、特定健診・特定保健指導が開始になり、禁煙支援の重要性が増してくるため、今後は管内全ての市で既存事業や禁煙週間イベント等を活用した禁煙支援ができるように働きかける必要がある。